

埼玉県内部統制基本方針

地方自治法第150条第1項の規定に基づき、ここに内部統制基本方針を定める。

第1 内部統制の目的

県民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、その達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別・評価し、以下の視点から対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保します。

1 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を遂行するため、業務プロセスの見直しや業務手順の明確化などに取り組みます。

2 報告の信頼性の確保

予算、決算等の財務報告や政策の実施状況等の非財務報告の信頼性を確保するため、適正な手続による報告等の作成、情報や文書の適切な保存・管理に取り組みます。

3 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守するため、職員一人一人が業務に関わる法令等を理解し、誠実かつ公正に職務が執行されるよう、組織的に取り組みます。

4 資産の保全

県が保有する財産や現金等のほか、県民に関する情報等の無形の資産を含めた資産の保全を図るため、適正な手続により資産の取得、使用及び処分等を行います。

第2 内部統制の対象とする事務

財務に関する事務、個人情報保護に関する事務及び文書管理に関する事務とします。

第3 内部統制の有効性の確保

内部統制を組織的に推進し、有効に機能させるため、次のとおり取り組みます。

1 推進・評価体制の構築

内部統制推進部局と内部統制評価部局をそれぞれ設置し、推進及び評価体制を構築します。

2 評価報告書の作成及び公表

内部統制の整備状況及び運用状況について毎年度評価し、内部統制評価報告書を

作成するとともに、県民に公表します。

3 監査委員との連携

監査委員と、内部統制に関する情報の共有や意見交換を行い、連携を図ります。

第4 内部統制の見直し

社会情勢の変化や内部統制の整備及び運用に係る評価結果、監査委員からの意見等を踏まえ、必要な内部統制の見直しを行います。

令和7年4月1日
埼玉県知事 大野 元 裕

(令和2年3月10日制定)

(令和7年4月1日改正)